

平成 18 年 度

## エコマーク事業計画および予算

平成 18 年 3 月 1 日 (水)

財団法人 日 本 環 境 協 会

エ コ マ ー ク 事 務 局

# 平成18年度 エコマーク事業計画および予算

## 1. 平成18年度の事業計画

### 1.1 全体概要

ISOタイプI環境ラベルの規格に則ったエコマーク事業は、「エコマーク運営委員会」、「エコマーク類型・基準制定委員会」および「エコマーク審査委員会」を軸に、広く各界の有識者のご指導を受け、運営されている。

ここ数年、環境配慮型商品への関心がますます高まる中、エコマーク認定商品数は順調に増加していたが、一昨年度より減少に転じている。認定商品減少の主な要因としては、旧基準から新しく改定された認定基準への移行に際して、基準項目が多岐にわたり証明方法等もより厳格なものとなったため、新基準への取り直しが敬遠されたり、新基準に適合しない商品が出てきたものと分析している。そこで、エコマーク認定商品数の減少傾向を踏まえ、また、消費者への一層のエコマークの普及を促進させるために、以下の事項を今年度の重点ポイントとして、活動を行っていきたい。

#### 〔認証課〕

- ・迅速かつ円滑な業務処理と認定商品情報の充実

#### 〔基準課〕

- ・消費者、供給者双方にとって魅力ある新商品類型の制定
- ・認定審査時の申請者の負荷低減を狙いとする認定基準要求項目の類型間での調和・簡素化

#### 〔普及課〕

- ・小売事業者との連携強化
- ・ネットワークづくりと既存ネットワークとの連携強化

#### 〔国際協力課〕

- ・エコマーク事業の国際化の推進(アジアをはじめとする他GEN加入機関との相互認証)

以下に、今年度実施する個々の事業内容について述べる。

### 1.2 エコマーク商品の認定審査

#### ①迅速かつ円滑な事務処理の実施

新料金体系下で初めて到来する「使用料の精算」業務をはじめ、認定審査に関する事務手続きを迅速かつ円滑に進める。具体的には、認定申込に関するガイダンス機能の拡充と認定基準書の書式改善等を通じ、照会事項や不備書類等の低減をはかり、認定申込から契約締結までの顧客対応を迅速かつ円滑に進めることにより、認定率・移行契約数（更新率）の向上に資する。

### ②エコマーク業務システムの充実と必要なアウトプット情報の管理

エコマーク業務システムの充実により、個別認定商品に関する主要な環境情報データ管理の拡充をはかり、関連諸規定の整備等を通じ、その情報提供に努める。

### ③不正使用防止のための売上高報告を含めた現地監査等の実施

本年度も対象製品を任意抽出することによる商品申請時の現地監査や商品認定後のサンプル検査およびマーク不正使用の疑いがある商品についての現地監査を実施する。また、本年度より始まる「使用料の精算」業務に伴い、売上高報告に関する現地監査についても使用契約者を任意抽出することにより実施し、エコマークの信頼性維持に不可欠である審査および監査体制の充実に努める。

## 1.3 エコマーク商品類型の拡充

新規商品類型の制定や現行商品類型の見直しを通じて商品類型・対象商品の拡大を図る。

### 1) 「エコマーク商品類型の体系的整備」については、

①平成 17 年度の検討結果を受けて、次期中期計画の中で主として平成 19 年度以降に実行していくが、可能なものについては前倒しで着手する。

②平成 17 年度に既に商品類型化の可否を検討しているものについては、可能と判断されたものについて速やかに新規商品類型化の手続きを進める。

2) 消費者の要望・最新の業界動向あるいは新規提案等を通じて、エコマーク事務局に寄せられた供給者からの要望を見直し時に反映させ、対象商品の拡大を図る。

## 1.4 新規商品類型策定、認定基準の見直しの速度向上

商品類型の拡充には、新規認定基準の策定や現行認定基準の見直しの作業に対応できることが前提となる。ところが、現状は、現行商品類型の認定基準の見直しに対しても十分対応できない状況にあり、認定基準の策定・見直しの速度向上が大きな課題となっている。

このため、①個々のワーキンググループ(以下、WG)の従来以上に効率的な運営 ②認定基準策定にあたってのWG間の作業の共通化あるいは成果の共有化を図る ③複数年のレンジを捉えたWGの計画的配置 さらに、④外部の調査機関等の活用も従来どおり積極的に実施する。

## 1.5 商品類型間での認定基準内容の調和化・簡素化

近年、認定基準の内容の充実の一方で、認定基準そのものや証明方法等に対して複雑さと煩雑さが指摘されるようになっている。これは、認定審査時の申請者に負担を強いること、事務局内部の認証作業の負荷の増大の原因のひとつとなっている。

このため、認定審査時の申請者、認証課双方の負荷低減を狙いとして、認定基準や証明

方法の項目ならびに全体構成の見直しと、認定基準書の書式改善等に取り組む。検討は課横断で行い、必要に応じて海外の認定基準を参考にする。なお、現状のガイドラインの枠組みを超えるような場合には、類型・基準制定委員会等の審議を仰ぐことも視野に入れる。

### 1.6 日中韓三カ国共通認定基準の策定

日中韓三カ国環境大臣会合の合意に基づく TEMM (Tripartite Environment Ministers Meeting) プロジェクトの一つとして「環境産業分野における協力」がうたわれ、日中韓環境産業円卓会議の中でラベリング認証制度についての取り組みが始まっている。

このような背景の下、日中韓三カ国の環境ラベルで基準の調和化として共通認定基準策定に取り組む。現在、対象とする商品類型の選定のために三カ国環境ラベル間で調整作業中であり、対象商品認定基準の選定を経て、具体的な作業に入る。

### 1.7 商品類型の見直し・廃止・改定計画

2005 年度から継続するものを含め、2006 年度商品類型認定基準の新規策定や見直し候補の WG を表 1 に整理した。これらの商品類型中から、1.3 節に述べたような優先順位をつけて順次 WG を立ち上げる。

#### 1) 商品類型の見直し（100 番台の商品類型）

2006 年度はきわめて多数の WG が活動予定候補として並んでいる。このため、効率的に WG を運営することは当然として、年度間の WG 数の平滑化等についての検討も必要と考えられる。その結果、認定基準の有効期限延長等が必要になると予想される場合は、認定商品を有する企業への事前の周知等に配慮する。

#### 2) 商品類型の廃止（2 枝番台の商品類型）

現行商品類型は 2 枝番台と 100 番台に大別でき、前者はライフサイクル全体に亘る商品の環境負荷が考慮されていないことから、統合・見直しあるいは廃止予告（有効期限の設定）等の必要な措置を既にとっている。

#### 3) 商品類型の軽微な改定

改定については、これまでどおり、必要に応じて隨時行う。

表 1 2006 年度商品類型認定基準の新規策定および見直し候補

|                           |             | 商品類型 WG 名（案）                      | 検討対象とする商品類型 |
|---------------------------|-------------|-----------------------------------|-------------|
| 1.2005<br>年度<br>からの<br>継続 | [見直し]       |                                   |             |
|                           | ① リユース製品 WG | リユース製品およびサービス（仮称）<br>(新規商品類型。未発番) |             |
|                           | ② 容器 WG     | 詰め替え使用品のための容器(No.31)など            |             |

|           | 商品類型 WG 名（案）            | 検討対象とする商品類型  |
|-----------|-------------------------|--|
| ③         | パソコン WG                 | パーソナルコンピュータ（No.119）※ 1   |
| ④         | 紙製の印刷物 WG               | 紙製の印刷物（No.120）   |
| ⑤         | プリンタ・複合機 WG             | プリンタ（No.122）<br>複写機 ver.2（No.117）※ 2                               |
| ⑥         | 建築用製品 WG                | 再生材料を使用した建築用製品（No.123）   |
| ⑦         | 森林認証材に関する合同 WG          | 文具・事務用品 ver.1（No.112）などの部分的な見直し                                    |
| 2.見直しWG候補 | ① スーツケース WG             | 使用後回収リサイクルされる<br>スーツケース ver.2（No.101）                              |
|           | ② インキ WG                | 印刷インキ ver.2（No.102）  |
|           | ③ 繊維 WG                 | 衣服 ver.2（No.103）<br>家庭用繊維製品 ver.2（No.104）<br>工業用繊維製品 ver.2（No.105） |
|           | ④ 用紙 WG                 | 情報用紙 ver.2（No.106）<br>印刷用紙 ver.2（No.107）<br>衛生用紙 ver.2（No.108）     |
|           | ⑤ タイル・ブロック WG           | タイル・ブロック ver.2（No.109）   |
|           | ⑥ リターナブル WG             | リターナブル容器・包装資材（No.121）  |
|           | ⑦ ガラス製品 WG              | ガラス製品 ver.1（No.124）  |
|           | ⑧ 生ごみ処理機 WG             | 生ごみ処理機 ver.1（No.125）   |
|           | ⑨ 塗料 WG                 | 塗料 ver.1（No.126）※ 1  |
|           | ⑩ 消火器 WG                | 消火器 ver.1（No.127）  |
| 3.新規策定候補  | [新規]                    |  |
|           | ① 環境配慮型配送システム（仮称）       |  |
|           | ② 植物由来プラスチック・生分解性プラスチック |  |
|           | ③ 照明                    |  |
|           | ④ 自然エネルギー利用製品           |  |

※ 1　日中韓三カ国工コラベル制度間の共通コア基準策定候補。他に筆記具、家庭用プラスチック製品がある。

※ 2　「複写機（No.117）」については、2005 年度において既に見直しが行われた。  
2006 年度の見直しはプリンタとの複合機への統合の観点による。

## 1.8 検討会・公聴会の開催

新規商品類型の設置や、エコマーク制度の運営にあたって、取り扱いを明確にすべき新技术や取り組みなどについては、必要に応じて検討会・公聴会を組織し、方向性について検討を行いたい。

現時点において考えられる主なテーマは、2005 年度に着手し 2006 年度も継続するものとして、以下のとおりである。

- ① 森林認証制度に関する評価

エコマーク商品類型において、対象とする代表的な材料として木材、紙材があげられる。これらの原料については、木材や紙材を扱った検討 WG において、原料の由来を明確にするために「持続可能な管理をされた森林」の認証制度を評価するかどうか、度々検討が行われてきた。しかし、検討時においては、エコマークで取り扱うには制度が熟成されておらず、評価には時期尚早であった。今後、エコマークとしてこれらの制度を評価、認定する必要があるかどうか、これまでの知見から明確化する。

## ② 生分解性プラスチック・生物由来（主に植物由来）プラスチックに関する評価

これらのプラスチックは、現在、注目を集めている技術であり、エコマークにおける評価を求める声も多い。今後、エコマークとしてこれらの技術を評価、認定する必要があるかどうか、これまでの知見から明確化する。

### 1.9 調査活動

(社) 全国消費生活相談員協会との協働による全国の家庭における『消費者によるエコマーク商品モニタリング調査』および全国規模で、家庭内にあるエコマーク商品の総合的な把握と不正使用の実態調査のための『エコマーク商品サンプリング調査』を実施する。なお、本年度は予算上の制約から、商品類型に関してのエコマーク商品の市場シェア調査や、それらのエコマーク取得商品による環境負荷低減への寄与に関する LCA に基づく定量化調査、および消費者意識調査などは行わない。

### 1.10 普及啓発活動

普及啓発活動においては、とくに以下の（1）～（4）の活動をエコマーク普及活動の最重点活動と位置付ける。

#### （1）小売事業者との連携強化

- ① 環境マインドが高い消費者層をターゲットとして、生協との取組を強化する。
- ② LOHAS 層をターゲットとして、機能性やセンスに優れたものの取扱いが多い百貨店や専門店との取組を強化する。
- ③ 通販で購入する消費者層をターゲットとして、通販業者との連携を開拓する。
- ④ 環境マインドが高くなない消費者層をターゲットとして、総合スーパー、スーパーなどとの取組を継続する。

#### （2）ネットワークづくりと既存ネットワークとの連携強化

- ① エコマーク等環境配慮型商品普及協議会を運営し、協働での普及活動を立案・実施すると共に、エコマーク等普及アドバイザーレジime度の在り方などを検討・協議する
- ② 消費者へのインセンティブを与える社会システムを構築するために、エコマネー事

業との連携などの検討を進める。

- ③ 相互協力と全体の環境配慮型商品の普及を底上げするために、エコリーフやエコレールマークなどとの情報提供に関する連携をはじめとして、諸活動の連携を強化する。
- ④ 環境配慮型商品やエコライフの普及をはかるために、積極的に自治体との連携を図る。

#### (3) 商品製造事業者へのエコマーク取得促進活動の強化

- ① エコマーク商品を拡大させるために、業界フェア等への出展と個別事業者への営業活動を実施する。また、新認定基準（案）説明会や取得相談会も引き続き実施する。
- ② 上記に関連して、各業界団体との連携を深める。
- ③ アンケート調査等によって認定企業との情報交流を図る。

#### (4) エコマーク情報提供の拡充

- ① 消費者への情報提供を拡充させるために、エコマークホームページの情報提供を改善、追加（認定商品情報、消費者向けコンテンツ）。
- ② 消費者に統一した質の高い情報提供を実施するために、（社）環境情報科学センター、GPN、エコリーフなどと協働した情報提供活動を実施する。

### 1.11 エコラベリング事業の国際協力

#### (1) エコラベル制度間の協力の強化、相互認証の推進

国際協力においては以下の項目を本年度の重点実施項目と位置づける。

##### ①認定基準の共通化による相互認証団体および対象類型の拡大

北欧「ノルディックスワン」、韓国「環境マーク」との複写機の共通基準化プロジェクトを進める。この基準案と2006年3月に制定が予定されるドイツ「ブルーエンジェル」複合機の認定基準との整合をはかっていく。さらに、エコマークも複写機とプリンタを統合し、複合機という商品類型化を検討する。これらが決着した段階で、相互認証を個々のラベルと確立していく。この新しい商品類型「複合機（複写機およびプリンタを含む）」の認定基準については、世界での共通認定基準化を目指していく。

##### ②日中韓三カ国エコラベル制度間の協力の推進

エコラベルの協力を推進するという日中韓の政府間での取り組み（2ページ1. 6参照）を受け、共通コア基準策定の検討や三カ国持回りでのエコラベル取得相談会や各制度の基準説明会の開催などの具体的な実施方法についての検討をしていく。共通コア基準の策定にあたっては、日本から今後も継続して以下の議論をしながら進めることを提

案している。

- ・今後のエコラベル間協力の最終的なターゲット
- ・共通基準策定プロセスにおける各国内利害関係者の参加方法などのプロセス確立
- ・基準の厳格さが国際レベルに通用するものであること（すなわち、国際共通基準化を目指す）

2006年秋には、第6回日中韓環境産業円卓会議の開催も予定されており、本年の日中韓三カ国エコラベル制度間の協力活動の中間報告と引き続いての活動内容の検討がされることとなっている。

(2) 世界エコラベリングネットワーク (GEN) を通じた活動を行なう。

- ①GENの広報業務を GAO事務局として支援する。
- ②世界のエコラベル商品類型リスト更新など GENでのプロジェクト活動を行う。

(3) 海外協力支援活動

海外の環境ラベル関連機関等の要請に基づき、エコマークの技術（ノウハウ）や情報を提供し、支援を行う。

(4) 自由貿易協定などのエコラベルと貿易に関する国の政策について提言や協力を行う。

付表 平成 18 度エコマーク事業の重点実施項目（まとめ）

| 事業内容   | 重点実施項目   |
|--------|--|
| 認定審査   | 認定申込に関するガイダンス機能の充実、認定基準書の書式改善等による申込から認定契約までの事務処理の効率化<br>エコマーク業務システムの充実による個別認定商品の環境情報データ拡充と管理、提供<br>不正使用防止のための売上高報告を含めた現地監査の実施            |
| 商品類型   | エコマーク商品類型の拡充<br>「エコマーク商品類型の体系的整備」の新規商品類型候補を対象として、着手の可否判断を行い、可とされたものから順次認定基準策定に着手する。既存商品類型にあっては、主として認定基準の見直し時に、対象範囲の拡大を検討する。              |
|        | 新規商品類型策定、認定基準の見直し速度向上<br>個々のワーキンググループの効率的な運営、複数年次を通じたWGの計画的配置、WG間の作業の共通化あるいは成果の共有化   |
|        | 認定基準要求事項の類型間での調和および簡素化<br>認定基準や証明方法の項目ならびに全体構成の見直し、認定基準書の書式改善  |
|        | 日中韓三カ国共通認定基準の策定とエコマーク認定基準への反映<br>共通コア基準策定候補（筆記具、水性塗料、パーソナルコンピュータ、家庭用プラスチック製品）からの2～3の商品類型の選定および基準策定着手                                     |
| 調査活動   | 不正使用の防止<br>全国の家庭における『消費者によるエコマーク商品モニタリング調査』の実施<br>特定商品の抽出による『エコマーク商品サンプリング調査』の実施、及び不正使用の実態把握と摘出案件への個別対応                                  |
| 普及啓発活動 | 消費者への普及<br>エコマーク等環境配慮型商品普及協議会の運営及びエコマーク等普及アドバイザーリスト制度創設の検討   |
|        | 販売チャネルへの普及<br>買い物キャンペーンや商品展示などの協働活動の実施と、小売事業者とのネットワークの構築<br>＜協働での活動を実施する小売事業者の数＞<br>2005年 5事業者 → 2006年 8事業者                              |
|        | 事業者への普及<br>業界フェア出展などにおける取得促進営業活動の実施<br>＜事業者への営業活動件数＞<br>2005年 22件 → 2006年 100件   |
| 国際協力   | 認定基準の共通化および相互認証<br>複写機およびプリンタ（もしくは複合機）に関するドイツ「ブルーエンジェル」を含む四カ国間相互認証における新しい共通認定基準の策定および北欧、韓国との三ラベル間相互認証の正式合意の締結。<br>日中韓三カ国エコラベル制度間の協力活動の推進 |
|        | タイプIラベルの国際的普及・信頼性向上<br>世界のエコラベル商品類型リストの更新  |
|        | 海外の環境ラベル関連機関等への支援  |

## 2. 本年度予算編成の考え方

予算設定にあたっては、2005 年度から導入しているエコマークの新料金制度に基づく収入金額のシミュレーション結果に基づいて収入額を算出し、2006 年度予算を立案した。(エコマーク事業収支予算書は 10 ページに掲載)

### 2.1 収入の部

2006 年度予算においては、商品認定審査料の収入が、年間で 29,400 千円ほどと予想される。エコマーク使用契約料収入は、エコマーク認定商品数の減少により 2005 年度に比べて 8,000 千円程度の収入低下が見込まれる。結果として、本年度は 280,000 千円の予算を計上している。

### 2.2 支出の部

2006 年度の事業計画に沿って、主要な予算費目への配分の考え方を、以下に簡単に説明する。

- (1) 認定事業費：各委員会運営費、WG 業務の一部外注委託費、システム保守・改修費など。
- (2) 普及啓発費：グリーン購入支援活動費、常設展示・フェア出展などの経費、パンフレット作成費、シンポジウム開催費、ホームページ管理費、エコマークニュース発行費など。
- (3) 調査研究費：新商品類型提案調査費、認定基準作成（WG）調査費、市場占有率調査費など。
- (4) 国際協力費：GEN 会費および会議出張旅費、相互認証活動費、GEN プロジェクト活動、海外ラベル協力活動費など。

以上

平成18年度 エコマーク事業 収支予算明細書  
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

△減(単位:千円)

| 科 目                  | H17FY<br>予算額 | H17FY<br>実績予想 | H18FY<br>予算額案 | H17FY実績予想に<br>対する増減<br>C-B | 備 考 |
|----------------------|--------------|---------------|---------------|----------------------------|-----|
|                      | A            | B             | C             | C-B                        |     |
| I. 収入の部              | 千円           | 千円            | 千円            | 千円                         |     |
| 1. エコマーク事業収入         | 287,000      | 288,203       | 280,000       | △ 8,203                    |     |
| 2. エコマーク事業資金引当預金取崩収入 | 20,000       | 0             | 0             | 0                          |     |
| 収 入 合 計              | 307,000      | 288,203       | 280,000       | △ 8,203                    |     |
| II. 支出の部             |              |               |               |                            |     |
| 1. エコマーク事業費          | 131,000      | 114,203       | 107,000       | △ 7,203                    |     |
| 認定事業費                | 70,500       | 58,035        | 50,490        | △ 7,545                    |     |
| 普及啓発費                | 43,000       | 40,953        | 40,684        | △ 269                      |     |
| 調査研究費                | 11,100       | 9,346         | 9,500         | 154                        |     |
| 国際協力費                | 6,400        | 5,869         | 6,326         | 457                        |     |
| 2. 管理費               | 176,000      | 174,000       | 173,000       | △ 1,000                    |     |
| 人件費                  | 106,000      | 106,000       | 106,000       | 0                          |     |
| 事務費 (賃借料などの協会共通経費含む) | 70,000       | 68,000        | 67,000        | △ 1,000                    |     |
| 支 出 合 計              | 307,000      | 288,203       | 280,000       | △ 8,203                    |     |

エコマーク事業資金引当預金の増減

△減(単位:千円)

| 科目    | H17FY<br>予算額 | H17FY<br>実績予想 | H18FY<br>予算額案 |
|-------|--------------|---------------|---------------|
| 前期繰越額 | 43,000       | 43,000        | 43,000        |
| 当期積立額 | △ 20,000     | 0             | 0             |
| 次期繰越額 | 23,000       | 43,000        | 43,000        |